

引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について (令和2年度決算)

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度岩手町一般会計決算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)に係る使途は、以下のとおりとなります。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 162,788 千円

【歳出】社会保障4経費その他社会保障経費等に要する経費(一般財源) 1,408,881 千円

(単位:千円)

事業名(区分)		決算額	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	起債	その他	引上げ分の地方消費税収	その他
社会福祉	障害者福祉事業	597,157	273,182	154,199		9,356	41,221	119,199
	高齢者福祉事業	181,238		794	23,000	39,865	12,511	105,068
	児童福祉事業	602,982	172,441	60,787	10,900	25,617	41,623	291,614
	母子福祉事業	28,856		7,582	13,300	2,921	1,992	3,061
	小計	1,410,233	445,623	223,362	47,200	77,759	97,347	518,942
社会保険	社会保険事業	670,669	15,214	84,117		23,549	46,296	501,493
	小計	670,669	15,214	84,117		23,549	46,296	501,493
保健衛生	保健衛生事業	277,354	7,275	2,667	10,300	12,309	19,145	225,658
	小計	277,354	7,275	2,667	10,300	12,309	19,145	225,658
合計		2,358,256	468,112	310,146	57,500	113,617	162,788	1,246,093